

# 意見書

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

記

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模自然災害の発生に備えた対策など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

このような中、社会保障費や地方財政を重点分野とした歳出削減にむけた議論がなされている。とくに、「トップランナー方式」の検討に際して、地方の行政コストの差が歳出削減努力以外の要素によるところが大きいことを考慮すべきと考える。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財政面を担保するのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに必要不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

また、地方の基金残高の増加要因を分析し、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論があるが、地方は行財政改革や歳出抑制の努力を行なうなかで、災害や将来の税収の変動、社会保障等に要する経費の増嵩に備えた財政運営の年度間調整に取り組んでおり、不測の事態により生ずる財源不足については、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないと踏まえなければならない。

これらのことから、平成31年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民の生活実態に即した歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障関係予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。

よって、国におかれでは、次のとおり措置されるよう強く要望する。

- 1 社会保障、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに対応するための社会保障関係予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の検討に際しては、地方行政コストの差は、人口や地理的な条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コストになじまないことに十分留意すること。
- 4 大規模な地震に備え、県民の安全・安心を確保するため、大規模建築物、住宅、学校、社会福祉施設、水道、生活排水処理施設などの耐震化に必要な事業費を確保すること。
- 5 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。特に平成30年度与党税制改正大綱において、税源の偏在を是正する新たな措置について、地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得ることとされたが、その検討の際には、地方の経済や財政の状況にも留意して、実効性のある偏在是正措置とすること。
- 6 地方交付税の財源保証機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 7 地方の基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論に結びつけないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月22日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）

} 殿

上記のとおり発議する。

平成30年6月22日

鹿児島県議会総務委員長 大久保博文

### 地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

地方自治体においては、これまで地方消費者行政活性化基金及び地方消費者行政推進交付金等を活用して、消費生活相談体制の充実・強化や消費者教育・啓発の充実等のための取組が進められてきた。

インターネットの普及や高齢化の進展など社会情勢の変化を背景として消費者問題が複雑化・多様化する中、消費生活相談体制及び消費者教育・啓発の更なる充実・強化が必要である。

しかしながら、国においては、これまでの交付金等による支援は平成29年度に一つの区切りを迎えたとして、平成30年度からは地方消費者行政強化交付金を創設したことであるが、その交付金額は大幅に減額した。

地方自治体が行う行政処分や国への重大事故情報の提供などは、その地域における消費者被害の防止や悪質事業者対策のみならず、我が国全体の利益に資するものであることを踏まえると、国は、地方自治体の自主財源の確保を求めるだけでなく、恒久的な財政支援を行う必要がある。

よって、国におかれでは、地方自治体における消費者行政の充実・強化を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

I 地方消費者行政に係る交付金減額が、地方公共団体が行う事業に支障が生じないよう平成30年度当初予算

における減額分については、補正予算により確保すること。

- 2 平成31年度当初予算においては、地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度の水準で確保すること。
- 3 地方公共団体が消費生活相談情報を国に提供したり、悪質事業者に対する行政処分を行うことは、その地域の消費者のみならず、国の消費者行政を補完している点を踏まえ、消費者行政に係る地方公共団体の取組については、恒久的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月22日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

ノ

ノ 殿

ノ

上記のとおり発議する。

平成30年6月22日

鹿児島県議会総務委員長 大久保博文

### 白タク行為を容認する規制改革の自粛を求める意見書

タクシーは、市民等にとって安心・安全で快適・便利な交通機関として、日常生活や地域の経済活動を支える役割を担っている。今後はさらに、高齢者、移動に制約のある方、妊娠婦や子供などへの対応並びにタクシーの特性を生かした防犯や防災等の取り組みを通じて地域社会に貢献し、社会ニーズに的確に対応することが期待されており、そのためには、安全機能を装備した次世代のタクシー車両の導入や若者・女性が活躍する職場への転換など様々な取り組みが求められている。

一方、政府は一昨年7月にITの革新的発展を基盤とした遊休資産等の活用による新たな経済活動、いわゆるシェアリングエコノミーの発展に向け、民間団体等による自主的なルール整備を初めとした必要な措置の検討に資するため、シェアリングエコノミー検討会議を設置し検討を行っており、ライドシェアと言われる自家用自動車を用いて有償で運送を行うサービスについてもその議

題となっている。

しかし、ライドシェアについては、昨年の国会の審議において、道路運送法に抵触するタクシー類似行為（白タク行為）に該当するとの指摘とともに、運行管理や車両管理等について責任を負う主体を置かずに自家用自動車のドライバーのみが運送責任を負う形態であるため、安全の確保や利用者の保護等の観点から大きな問題がある旨の指摘がなされている。

よって、鹿児島県議会は、国会及び政府に対し、下記事項を実現するよう強く要望する。

#### 記

- 1 市民の安心・安全に極めて大きな懸念のあるライドシェアの導入については、慎重な検討を行うこと。
- 2 公共交通の役割を担っているタクシーが、より安心・安全で快適・便利な交通機関として利用することができるよう必要な諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月22日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（規制改革）

} 殿

上記のとおり発議する。

平成30年6月22日

鹿児島県議会企画観光建設委員長 堀口文治